

あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託 企画提案競技実施要領

秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施するあきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

本実施要領と県が公表したその他資料等との間に異なる点がある場合には、本実施要領に記載している内容を優先する。

1 事業内訳

- (1) 業 務 名 あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添業務委託仕様書のとおり

2 委託予定期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託経費（委託額の上限）

3,610,750円（消費税及び地方消費税を含む金額）

4 実施スケジュール

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和6年4月11日（木） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付期限 | 令和6年4月17日（水）正午 |
| (3) 上記質問に対する回答掲載（最終） | 令和6年4月19日（金）午後5時 |
| (4) 参加資格確認申請期限 | 令和6年4月24日（水）午後5時 |
| (5) 参加資格の確認結果通知（最終） | 令和6年4月26日（金） |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和6年5月15日（水）午後5時 |
| (7) 審査による委託候補者の選定及び結果通知 | 令和6年5月20日（月）（予定） |
| (8) 契約締結予定 | 令和6年6月上旬 |

5 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしてい

る者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応することができる体制を整えていること。
- (7) 本業務の遂行に際し、関連法令等を遵守し、的確に遂行することができる能力を有する者であること。

6 手続等に関する事項

(1) 事務局

秋田県あきた未来創造部 あきた未来戦略課 企画チーム

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話：018-860-1232

FAX：018-860-3870

メールアドレス：Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は、開催しない。応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、様式第1号の質問票により受け付ける。

(ア) 受付期間：令和6年4月17日（水）正午まで

(イ) 受付場所：(1)に同じ。

(ウ) 提出方法：電子メールに限る。

(エ) 回答方法：質問及び回答事項をとりまとめの上、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(オ) 掲載期日：随時掲載（最終掲載：令和6年4月19日（金）午後5時）

(4) 参加資格の確認

本業務に関する企画提案競技に参加しようとする者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(ア) 参加資格確認申請書類

- ・(様式第2号) 企画提案競技参加資格確認申請書
- ・(様式第3号) 会社概要整理票
- ・(様式第4号) 過去2年間の主要業務実績書(同種業務の実績を記載)
- ・(様式第5号) 加点措置評価資料提出票
- ・(様式第6号) 参加資格確認申請受付票

(イ) 提出期限：令和6年4月24日(水)午後5時まで

- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に事務局に提出のこと。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局に必着のこと。

(ウ) 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとする。

(エ) 参加資格の確認は、(イ)の提出期限の日をもって行う。

(オ) 参加資格の確認結果は、令和6年4月26日(金)までに電子メール及び書面により通知する。

(カ) 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。

(5) 参加資格の喪失

(4)により参加資格の確認を受けた者(以下「参加者」という。)は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(6) 企画提案書の作成及び提出

企画提案書(様式第7号)は、次により提出すること。

(ア) 企画提案書は、業務委託仕様書を熟読して作成することとし、表彰式及び基調講演等、パートナー交流会のイメージを提案するほか、それぞれの開催に当たって重視する点やコンセプト、独自の提案等について記載すること。

(イ) 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判とする。

(ウ) 企画提案は、1案まで提出することができることとする。

(エ) 委託業務を履行期限までに実施するためのスケジュールと実施体制を記載すること。

(オ) 委託業務を実施するために必要な経費(消費税及び地方消費税を含む。)とその積算内訳を記載すること。

(カ) 提出部数は、各6部とする。

(キ) 提出方法及び場所は、事務局に持参し、又は郵送するものとする。

(ク) 提出期限は、令和6年5月15日(水)午後5時とする。

(ケ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

(コ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え又は撤回することができないものとする。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(ア) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心り留

- 保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- (イ) 誤字、脱字等により必要事項を確認することができない提案
- (ウ) その他企画提案競技に関する条件に違反した提案

7 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、別添「企画提案競技審査基準」に基づき、審査会が行う。なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託額の上限を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書の書類審査により実施する。なお、企画提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

書類審査で最も優れていると認めた者を本業務の契約候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。ただし、提案された内容が、事業の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査員が判断した場合には、委託候補者を選定しないことがある。

(3) 苦情申立て

審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)以内に契約担当者に対して書面(任意様式)により申立てをすることができる。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県財務規則第4号)第177条第1項の規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号の規定により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 企画提案の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、委託業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させるものとする。

また、委託契約額は、受託予定業者との協議により別途決定する。

9 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - (ア) 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - (イ) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 参加者が本件企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。